

(事業の目的)

第1条 有限会社 ライフサーブが開設するニコニコハウス 飯田岡（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスにあつては要支援及び基本チェックリスト該当状態）にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び基本チェックリスト該当者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ニコニコハウス 飯田岡
- ② 所在地 小田原市飯田岡 217-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりです

- ① 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、従業者の管理、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 2名（常勤兼務1名 非常勤兼務1名）  
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。  
介護職員 5名（常勤兼務 1名 非常勤兼務 4名）  
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。  
機能訓練指導員 5名（非常勤兼務5名）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。  
調理員 2名（非常勤兼務2名）  
調理員は昼食およびおやつ準備片付けを行う。  
送迎員 4名（非常勤兼務4名）  
送迎員は居宅と施設間の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。祝日は営業する。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時25分までとする。

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの合計利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
  - ② 入浴（一般浴）
  - ③ 日常生活動作の機能訓練
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ アクティビティ（介護予防）
- 2 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり 20円徴収する。
- 4 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり1500円を徴収する。
- 5 希望により食費は、1日720円（昼食・おやつ）を徴収する。
- 6 希望によりおむつ代は1個につきパッドタイプ 50円・テープタイプ 110円・パンツタイプ 150円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(相談・援助等)

第8条 利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する相談、援助等を行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、小田原市、の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員からの指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業員に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所職員等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、事業提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフサーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。